

居宅介護支援契約書

令和6年4月1日改定

利用者 様（以下「甲」という。）と事業者 医療法人 美里みどり会（以下「乙」という。）とは、居宅介護支援業務の委託に関して次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営む為、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービスを利用できる様、甲の同意のうえで居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 乙は、居宅介護支援業務に当って、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従う。

（契約期間）

第2条 この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとする。

2 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとする。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとする。

（運営規程の概要）

第3条 乙の居宅介護支援事業所運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、介護支援の提供方法等）は、別紙重要事項説明書に記載する。

（居宅介護支援の担当者）

第4条 乙は、乙に属する介護支援専門員（以下「丙」という。）に、甲の居宅サービス計画作成に関する業務を担当させることとする。

2 乙は、丙を選任し、又は変更する場合は、甲の状況とその意向に配慮して行う。

（居宅介護支援の内容）

第5条 乙は甲に対し、次の居宅介護支援を提供する。

- (1) 甲の要介護認定（要介護更新認定、要介護状態の区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、サービスの種類の変更を含む。以下「要介護認定等」という。）に係る申請等について、甲の意思を確認したうえで、申請の代行等必要な援助を行うこと。
- (2) 甲の心身の状況、置かれている環境、甲及びその家族の希望等を考慮し、居宅サービス計画を作成すること。
- (3) 前号の居宅サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- (4) 居宅サービス計画作成後においても、甲及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画がどのように実施されているかを把握し、これに基づく給付管理票を提出する等の給付管理業務を行うとともに、必要に応じて居宅サービス計画の変更その他の便宜の提供を行うこと。
- (5) 甲が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

(居宅サービス計画の作成)

第6条 乙は、丙に次に定める事項を遵守させたうえで、居宅サービス計画(ケアプラン)の原案の作成業務を行わせる。

- (1) 居宅サービス計画の原案の作成開始に当り、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を甲又はその家族に提供し、甲が希望するサービスの種類等を調査すること。
 - (2) 居宅サービス計画の原案作成に当っては、甲及びその家族に訪問して面接を行い、甲に対する介護支援を行ううえで解決すべき課題を把握し、提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込むこと。
 - (3) 前項の原案に盛り込まれた居宅サービス等について、保険給付の対象かどうかを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について甲に対して説明を行うこと。
- 2 乙は、丙に前項に定める事項を履行させた後、甲の最終的な同意を得たうえで、居宅サービス計画作成業務を行わせる。

(身体的拘束その他の行動制限)

第7条 乙は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限しません。

- 2 乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限する場合は、甲に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。また、この場合乙は、事前又は事後速やかに、甲の後見人又は甲の家族（甲に後見人が無く、かつ身寄りが無い場合には身元引受人）に対し、甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。
- 3 乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限した場合には、前条第3項の居宅サービスの提供に関する書類に次の事項を記載します。
 - (1) 甲に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
 - (2) 前項に基づく甲に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
 - (3) 前項に基づく甲の後見人又は甲の家族（甲に後見人が無く、かつ身寄りが無い場合には身元引受人）に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
- 4 乙は虐待防止のための指針に基づき、従業員への教育を徹底するとともに、いかなる場合においても利用者に対する虐待は行いません。

(協力義務)

第8条 甲は、乙が甲の為居宅介護支援業務を遂行するに当り、可能な限り乙に協力しなければならない。

(居宅サービス計画の変更等)

第9条 甲は、次のいずれかの事由が発生した場合には、速やかに乙に連絡しなければならない。

- (1) 居宅サービス計画の変更を希望する場合
 - (2) 居宅サービス計画を変更する必要が生じた場合
- 2 乙は、前項の連絡を受けた場合は、速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づく居宅サービスの提供が確保される様サービス事業者等への連絡調整等を行う。

(苦情対応)

第10条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した居宅介護支援又は乙が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスについて甲、甲の後見人は甲の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行う。

- 2 乙は、甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることはできない。

(緊急時の対応)

第11条 乙は、現に居宅介護支援の提供を行っているときに甲に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じる。

(費用)

第12条 居宅介護支援に係る費用については、乙が美里町その他該当市町村に居宅介護サービス計画費として請求を行い、支払いを受けます。ただし、甲が保険料を滞納し、保険給付の制限を受けている場合は、別紙重要事項説明書に記載した額を利用料として、甲に請求する。

- 2 乙は、甲の選定により乙の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを甲に請求することができる。
- 3 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供に当っては、予め甲に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければならない。

(秘密保持)

第13条 乙及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙及びその従業員は、甲より委託された業務を行うに当って、甲及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができない。

(中立義務)

第14条 乙は、甲より委託された業務を行うに当っては、甲に提供される居宅サービス等が特定の種類に偏ることのない様、又は特定の居宅サービス事業者等による居宅サービス等を利用する様甲を誘導し、或いは、甲に指示すること等により、特定の居宅サービス事業者を有利に扱うことがない様公正中立に行わなければならない。

(甲の解除権)

第15条 甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができる。

(乙の解除権)

第16条 乙は、甲の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合に限り、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができる。

(情報の保存・開示義務)

第17条 乙は、甲の居宅サービス計画、その実施状況等に関する記録を作成することとし、これを5年間保存しなければならない。

- 2 第14条の規定により甲がこの契約を解除した場合で、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合又は第15条の規定により乙がやむを得ずこの契約を解除した場合、その他甲から申し出があった場合には、乙は甲に対して甲の居宅サービス計画及びその実施状況等に関する書類等を交付しなければならない。

(契約の終了)

第18条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとする。

- (1) 甲が、要介護（支援）認定を受けられなかったとき。
- (2) 第2条第1項及び第2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- (3) 第14条に基づき、甲が契約を解除したとき。
- (4) 第15条に基づき、乙が契約を解除したとき。

- (5) 甲が、介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。
- (6) 甲が、死亡したとき。

(損害賠償)

第19条 乙は、居宅介護支援を行ううえで、本契約の各条項に違反し、又は、介護保険法及び民法その他の関係法令に違反し、甲又はその家族の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償する義務を負います。但し、甲又はその家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができる。

(利用者代理人)

第20条 甲は、代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができる。

2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとする。

(合意管轄)

第21条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、熊本地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(協議事項)

第22条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定める。

この契約の成立を証する為本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有する。

令和 年 月 日

利用者甲 住所

氏名 印

代理人（選任した場合） 住所

氏名 印

事業者乙 住所 熊本県下益城郡美里町永富328番地

支援事業者（法人）名 医療法人 美里みどり会
(事業所番号) 4312311774

代表者名 理事長 間部訓章 印